

分野	発生頻度の高い津波	左記を超える津波～ 最大クラスの津波	出典
<p>海岸</p>	<p>●人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、引き続き、<u>比較的発生頻度の高い一定程度の津波高に対して海岸保全施設等の整備を進めていく</u>ことが求められる。</p> <p>○設計津波の水位の設定方法 設計津波の水位は、次の各号に掲げる手順により設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 過去に発生した津波の実績津波高さの整理 二 シミュレーションによる津波高さの算定 三 設計津波の対象津波群の設定 四 設計津波の水位の設定 <p>○堤防等の天端高 堤防等の天端高は、上記により設定された設計津波の水位を前提として、省令第三条第一項及び第三項並びに第五条に定められた基準に従い、海岸の機能の多様性への配慮、環境保全、周辺景観との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮しつつ、海岸管理者が適切に定めるものであることに留意する。</p>	<p>●<u>設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮</u>できるような構造物の技術開発を進め、整備していくことが必要である。</p> <p>◎海岸堤防等に関する「粘り強い構造」の基本的考え方は、<u>津波が天端を越流した場合であっても、施設が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長くする、あるいは、施設が完全に流出した状態である全壊に至る可能性を少しでも減らすといった減災効果を目指した構造上の工夫</u>を施すことである。</p> <p>◎津波越流による堤防破壊メカニズムの推定と構造上の工夫の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 裏法尻部及び裏法勾配 (略) ロ. 天端保護工、裏法被覆工、及び表法被覆工 (略) ハ. 波返工 (略) 	<p>●中央防災会議「<u>東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会 報告</u>」(H23.9)</p> <p>○「<u>設計津波の水位の設定方法について</u>」(H23.7)</p> <p>農林水産省農村振興局整備部防災課長、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長、国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室長、国土交通省港湾局海岸・防災課長から海岸管理者あて(技術的な助言)</p> <p>◎「<u>海岸堤防等の粘り強い構造及び耐震対策について</u>」(H23.12)</p> <p>同上</p>
<p>港湾</p>	<p>●発生頻度の高い津波については、ハザードマップの整備等ソフト面の施策を充実させるとともに、<u>ハードで浸水を防ぐことを基本とし、防潮堤の整備を着実に進める</u>必要がある。特に、地形によっては、湾口部において防波堤と防潮堤を組み合わせた多重の防護方式を活用することが有効である。なお、設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していくことが必要である。</p>	<p>●最大クラスの津波については、地域の実情に合わせて、<u>ハードによる減災効果を見込みつつ、土地利用や避難対策と一体となった対応を進める</u>ことが必要である。特に、防護ラインよりも沖側に立地する産業・物流施設は、発生頻度の高い津波であっても浸水が予想されることから、港湾労働者等の安全性を確保するため、避難手段をあらかじめ想定し、必要な措置を講じておくことが重要である。また、波浪観測網を活用した津波情報の収集・伝達に係る機能の強化について、引き続き検討を進めていく必要がある。</p>	<p>●「<u>港湾における津波対策のあり方について</u>」(H24.6.13)</p> <p>交通政策審議会答申</p>

分野	発生頻度の高い津波	左記を超える津波～ 最大クラスの津波	出典
河川	<ul style="list-style-type: none"> ●河川管理施設の諸元等を定める際にその対象とする津波は、「施設計画上の津波」(※)であり、施設計画上の津波に対しては、海岸における防御と一体となって河川堤防、津波水門等により津波災害を防御するものとする。 ※「施設計画上の津波」 津波による堤内地の浸水を防ぐ河川管理施設等の整備を行う上で想定する津波であり、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波 ●施設計画上の津波は、河口が位置する「設計津波の水位の設定方法等について」(平成23年7月8日、農林水産省農村振興局整備部防災課長・水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長・国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室長・国土交通省港湾局海岸・防災課長通知)にある地域海岸(以下「地域海岸」という。)の設計津波と同一の津波を基本として設定するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「最大クラスの津波」は施設対応を超過する事象として扱い、津波防災まちづくり等と一体となって減災を目指す事象と考える。 ●「最大クラスの津波」への対応への配慮 施設計画上の津波を上回る規模の津波が来襲した場合に生じる河川からの氾濫又は引き波時における氾濫水の排水など、河川における施設整備は、津波防災まちづくりにとっても重要な要素になる。また、施設計画上の津波に対する河川堤防又は津波水門の計画にあたっては、津波防災まちづくりにおける被害軽減や日常の生活環境等の観点についても必要に応じて留意するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「河川津波対策について」(H23.9) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 水管理・国土保全局 河川計画課長、治水課長から各地方整備局河川部長、北海道開発局建設部長あて通知 </div>
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ●「頻度の高い津波」に対しては、海岸保全施設等により防護することが基本とされていることから、原則として下水道施設は海岸保全施設等により守られることとなるが、下水道管理者としては必要に応じて防潮ゲート等からの逆流防止対策を講じる必要がある。 ●また、海岸保全施設等の整備進捗等により、下水道施設が頻度の高い津波による被害を受ける可能性が高い場合には、「最大クラスの津波」を上限として、その対策のうち可能なものから、順次実施していくものとする。その際、「最大クラスの津波」への対策と同様、まずは逆流防止機能、揚水機能、消毒機能の確保が優先される。 	<ul style="list-style-type: none"> ●津波防災地域づくり法の規定により、「最大クラスの津波」を念頭において都道府県知事が設定・公表する「津波浸水想定」に基づいて下水道施設の耐津波対策を実施。 ●下水道施設に要求される耐津波性能 <ul style="list-style-type: none"> ・被災時においても「必ず確保すべき機能」(基本機能)は以下の3機能。「逆流防止機能」、「揚水機能」、「消毒機能」 ただし、低平地を抱える市街地では津波で運ばれた大量の海水が自然に排水できずに滞留することから「揚水機能」の確保が何よりも優先。 ・一時的な機能停止は許容するものの「迅速※に復旧すべき機能」は以下の2機能。「沈殿処理機能」、「汚泥脱水機能」 <p>※ 施設の規模等によるが、概ね1週間を想定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「第4次提言 耐津波対策を考慮した下水道施設設計の考え方」、「同ポイント」(H24.3) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 下水道地震・津波対策技術検討委員会 </div>